

平成 25 年 04 月 22 日

JBN 会員各位

一般社団法人 近畿木造住宅協会

JBN・省令準耐火構造利用講習会のご案内

～火災保険の保険料が大幅に割引になります！～

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

JBN・工務店サポートセンターでは、耐火性能試験による確認等を実施し、その成果をもとに標記工務店サポートセンター仕様とすることを住宅金融支援機構へ承認申請していたものが認められ、普及のための講習会を開催する運びとなりました。大手ハウスメーカーが標準仕様としている省令準耐火や防耐火について、この機会にぜひ取り組んで下さい。

なお、本仕様の利用のための条件や特典につきましては下記に記載しております。

敬具

記

1. 日 時： 5 月 16 日（木）14:00～17:00 （定員 20 名）受付 13:30～

2. 会 場：南船場OMビル4階（大阪市中央区南船場 4-13-12）

地下鉄四つ橋線 四ツ橋駅 1-A 出口より徒歩 5 分、v

地下鉄御堂筋線 心齋橋駅 3 番出口より徒歩 5 分

3. 受講資格：JBN 会員の工務店に所属する方

（設計事務所で建設業許可番号を取得していない場合は、聴講のみとなります。）

その場合は、受講料は 3,000 円となります。）

4. 受講費用：1 名 11,000 円（当日、徴収いたします。）

※インスペクターカードを所持していない方は、受講費用とは別にカード発行代金 3,000 円が必要です。

5. 申込方法：受講申込書を FAX でお送り下さい。

FAX 受領後、受講票を送付させていただきます。

※5/11(土)まで申込受付とさせていただきます。

※定員になりしだい締切とさせていただきます。

6. 利用方法

①本講習会を受講

②契約図書に専用の特記仕様を使用

③「住宅履歴（いえもり・かるて）」に物件登録

④「住まいの管理手帳」を購入してお施主様に説明の上、配布

※受講資格取得者が退職した場合、本仕様は利用できなくなります。

7. 問い合わせ先：一般社団法人近畿木造住宅協会 TEL:06-6245-1333

省令準耐火構造とは

火災保険料の割引（一般的な木造と比較し保険料が約半額になります）が受けられます。

（１）省令準耐火構造の住宅とは

省令で定める基準に適合する住宅をいい、建築基準法で定める準耐火構造に準ずる耐火性能を持つ構造

【基準】

- ①外壁及び軒裏が、建築基準法第2条第8号に規定する防火構造であること
- ②屋根が建築基準法施行令第136条の2の2第1号及び第2号に掲げる技術的基準に適合するもの（不燃材料で造り又は葺く等）であること
- ③天井及び壁の室内に面する部分が、通常の火災時の加熱に15分間以上耐える性能を有するものであること
- ④①～③に定めるもののほか、住宅の各部分が、防火上支障のない構造であること法

（２）省令準耐火構造のメリット

- ①火災発生時に避難する時間を稼ぎます
（室内の壁・天井に15分の耐久性能、外壁・軒裏は隣家の火災からの延焼を防ぐ30分の防火構造）
- ②その結果、火災保険料が大幅に安くなります。
（建設地や保険会社にもよりますが、通常の木造軸組工法に比べておよそ4割～6割程度保険料が安くなります。）
- ③平成24年8月1日に新たに承認を受け、このことにより、下記の内容が改訂されました。
 - 1) 全国で建設可能（沖縄県を追加）
 - 2) 柱、梁が全面表しで設計施工可能
 - 3) メーターモジュール対応

火災保険料の例（参考）

大阪府に2,000万円・100㎡の新築住宅を建て、保険期間20年間で一括払いとした場合の火災保険料(地震保険なし)

一般の木造住宅 省令準耐火構造の省令準耐火構造の木造住宅
保険料 563,840 円 ⇒ 保険料 242,020 円

- 保険料は、地域や保険会社によって異なりますので、詳細は保険会社に確認が必要です。
- JBN工務店サポートセンターでは、三井住友海上と提携し割安な保険を提供しています。詳細はJBNまでご確認下さい。

JBN 工務店サポートセンター

省令準耐火構造利用講習会 受講申込書

JBN 会員番号 : _____

会社名 : _____

会社住所 : 〒 _____

TEL _____ FAX _____

受講者氏名 : ① _____ インспекターカード 登録済 未登録

② _____ インспекターカード 登録済 未登録

③ _____ インспекターカード 登録済 未登録

F A X 06-6245-1353

恐れ入りますが、5/11(土)までに FAXにて申込みをお願いいたします。